

とちち広域消防事務組合競争入札参加資格に関する要綱

〔平成30年2月28日
制 定〕

(目的)

第1条 この要綱は、とちち広域消防事務組合契約規則（平成28年規則第18号）により準用する帯広市契約規則（昭和39年帯広市規則第22号）第6条第3項（同規則第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、とちち広域消防事務組合（以下「組合」という。）が発注する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査に関する事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る契約
- (2) 建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等をいう。）に係る契約
- (3) 物品の購入及び役務の提供並びに物件の借入れ及び売払いに係る契約
(資格審査等)

第2条 組合の競争入札参加資格の審査申請の要件、資格審査、格付、資格の有効期限、資格及び格付の承継、資格の取消し等については、帯広市競争入札参加資格審査取扱要綱（平成25年4月1日制定）に基づき、帯広市が競争入札参加資格の有無を認定して競争入札参加資格者名簿及び格付したものを組合の競争入札参加資格者名簿及び格付とする。

(構成町村の入札参加資格者名簿)

第3条 組合が発注する第1条各号に掲げる契約に係る競争入札において、前条よる組合の競争入札参加資格者名簿及び格付のほか、競争入札を行う消防署が所在する町村（以下「構成町村」という。）の競争入札参加資格者名簿及び格付を適用することができる。

- 2 前項により構成町村の競争入札参加資格者名簿及び格付を適用したときは、組合の競争入札参加資格者名簿及び格付は、適用しないものとする。

(指名停止)

第4条 組合長は、競争入札参加資格者が違法又は反社会的行為等により指名業者として不相当と認められる場合について、帯広市の指名停止等の措置に関する諸規定を準用して指名停止を行うものとする。

- 2 前項で準用する諸規定において、「帯広市」とあるのは「とちち広域消防事務組合」と、「市」とあるものは「組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。
- 3 帯広市において指名停止等の措置をした場合は、組合の指名停止等の措置とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。